

七戸町低入札価格調査委員会設置要綱

(設置目的)

- 1 町が発注する建設工事に係る入札の透明性、客観性の向上を図るとともに、不当なダンピングを防止し、当該契約工事の適正な施行及び品質を確保し、かつ、競争性を向上するため導入する低入札価格調査制度（昭和51年3月19日建設省会発第248号）の適切な運用を図るため、低入札価格調査委員会を設置する。

(審議内容)

- 2 委員会は、低入札価格調査基準を定めた入札において、当該基準を下回った金額による入札を行った者のうち、最低価格入札者に対し行われる、担当工事課長の低入札価格調査の結果について審査し、当該業者が契約の相手方として適当かどうか判断する。

(組織)

- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。
委員長 副町長
委員 総務課長、財政課長、建設課長、農林課長、上下水道課長、
税務課長

(委員長及び委員の職務代理)

- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、総務課長がその職務を代理する。
 - 2 委員に事故あるとき又は欠けたときは、当該委員が所属する課の補佐がその職務を代理する。この場合において、補佐を2人置く課にあつては、当該課の課長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(会議)

- 5 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
 - 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

- 6 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。